

「保証外せた」4% 東京中小同友会調べ

2014/8/18付 | 日本経済新聞 朝刊

経営者保証のガイドラインは2月に適用されたが、保証解除の広がりはまだ限定的だ。東京中小企業家同友会の5月時点の調査では、保証を外せたのは回答企業301社のうち4%の12社。九州・沖縄ブロックの各同友会の合同調査でも762社のうち1.3%の10社にとどまった。

一方、ガイドライン適用前の2013年1～2月に実施した中小企業庁委託調査では、借り入れがある中小企業のうち86.7%が保証を結ぶ。保証は精神的な負担や世代交代の弊害になるケースがある。だが経営者と会社の資産の区分けが曖昧だったり財務状況が不透明だったりする中小も多く、金融機関が解除に踏み切れない面もある。

西武信用金庫(東京・中野)は法人の融資先が約1万1000社に上るが、4月からの3カ月間で新たに保証なしで融資したのは46社。同信金の落合寛司理事長は「現状では保証を解除できる中小は少ない。条件となる経営者と会社の資産を分けることなどは中小にとって難しい」と話す。

「ガイドラインの内容を知らない」という企業も多い。東京中小企業家同友会の調査でも「知らない」と回答した企業は31.6%に上り、同会の三宅一男代表理事は「全国的な認知度はまだ低いと思う。行政や業界団体だけではなく、金融機関側ももっと融資先に告知する必要があるのではないか」と指摘する。

NIKKEI Copyright © 2014 Nikkei Inc. All rights reserved.

本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、日本経済新聞社またはその情報提供者に帰属します。また、本サービスに掲載の記事・写真等の無断複製・転載を禁じます。